

処分地使用申請書（粗大・不燃用）						
(あて先) 千葉市長						
貴市の処分地を使用し廃棄物を処分することについて、下記廃棄物以外のものは絶対に搬入しないことを誓約し、申請いたします。						
記						
<b>注意事項厳守</b>		令和〇年〇月〇日				
※太枠内をご記入ください。						
ごみの排出者 (申請者) 注1	住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 中央区 <input type="checkbox"/> 花見川区 <input type="checkbox"/> 稲毛区 <input type="checkbox"/> 若葉区 <input type="checkbox"/> 緑区 <input type="checkbox"/> 美浜区 <b>千葉港1番1号</b>				
	ふりがな	<b>ちば たろう</b>		TEL	043-245-5653	
	氏 名	<b>千葉 太郎</b>				
ごみの発生場所 住所 注1		<input checked="" type="checkbox"/> 排出者住所と同じ	<input type="checkbox"/> 中央区 <input type="checkbox"/> 花見川区 <input type="checkbox"/> 稲毛区 <input type="checkbox"/> 若葉区 <input type="checkbox"/> 緑区 <input type="checkbox"/> 美浜区			
ごみの運搬者 (搬入者) 注2	住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 排出者と同じ	<input type="checkbox"/> 中央区 <input type="checkbox"/> 花見川区 <input type="checkbox"/> 稲毛区 <input type="checkbox"/> 若葉区 <input type="checkbox"/> 緑区 <input type="checkbox"/> 美浜区			
	ふりがな			TEL		
	氏 名	<input checked="" type="checkbox"/> 排出者と同じ		TEL		
処分するごみ (一般廃棄物)		<input checked="" type="checkbox"/> 小型家電類(掃除機、扇風機、ストーブ、電子レンジ、炊飯器、ラジカセ、電話機等) <input type="checkbox"/> 家具類(イス、机、タンス、ソファー(スプリングなし)、食器棚、ラック、鏡台等) <input checked="" type="checkbox"/> 照明器具 <input type="checkbox"/> 食器類 <input type="checkbox"/> ガラス及びガラスケース(水槽・人形ケース等) <input type="checkbox"/> 木材枝木 <input checked="" type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 園芸用品(薬剤・肥料・土除く) <input type="checkbox"/> マッサージチェア				
上記にないものは以下に記入してください(排出禁止物は記入しても受けられません)						
搬入車両番号 (ナンバーすべて) 注3		<b>千葉〇〇〇た〇〇〇</b>				
処分場所 注4		新浜リサイクルセンター TEL043(263)9100				
使用期間		<input type="checkbox"/> 1回限り	□ 令和 年 月 日まで			
			受付者			

**注意事項**

- 1 処分地へごみを搬入する際、本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等の千葉市在住であることが確認できるもの)を持参してください。  
また、千葉市外に在住する方で、千葉市内の実家や不動産の片付け等で発生したごみを搬入する場合は、ごみの発生場所と所有者が確認できる書類を持参ください(公共料金請求書等)。
- 2 運搬者(搬入者)は、**排出者本人又はそのご家族**に限ります。
- 3 レンタカー等についても搬入の際はナンバーの記入をお願いします。(当日記入可)
- 4 **搬入受付時間：月～金曜日 13:00～16:00 土曜・日曜・祝日・休日・年末年始・定期修繕期間の搬入はできません。**  
ただし、**火災又は自然災害による減免対象者のみ上記時間以外に月～金曜日 9:00～12:00** も搬入可とします。  
その他、搬入にあたっては以下にご留意ください。
  - ・搬入可能なごみは、**千葉市内で発生**し、上記で申請したものです。それ以外のごみの搬入はお断りします。
  - ・施設の管理運営に支障をきたすごみの搬入はできません。(排出禁止物)
  - ・搬入の際は、危険防止のため施設職員の指示に従ってください。
  - ・運搬の際は、必ずシート等による飛散及び流出防止措置をとってください。
  - ・施設の計量器で実際に計量した正味重量(ごみを捨てる前後の車両の重量の差分)に対してごみ処理手数料を計算します。そのため、自宅のヘルスマーター等で計量した重量とは差異があることをご理解ください(特に少量のごみだと差が大きくなる傾向があります)。
  - ・ごみの搬入には手数料がかかります。

**記載例**

太枠内(黄色の部分)をご記入ください

施設にごみを搬入する日を記入ください

ごみの排出者(ごみの所有者)の住所、氏名、電話番号を記入ください。

- ・ごみの発生場所が排出者住所と同じ場合、「排出者住所と同じ」にを入れてください。
- ・他の場合は発生場所を記入ください。

- ・ごみの運搬者の住所、氏名、電話番号を記入ください。
- ・ごみの排出者と同じ場合は、「排出者と同じ」にを入れてください。
- ・運搬者は注意事項2のとおりです。

施設へ搬入し処分するごみにを入れるか、ごみの名称を記入してください。

ごみを搬入する車両の番号(ナンバー)を記入ください。